

学校教育における「法」に関する教育の推進

# 「法」に関する教育カリキュラムの活用に向けて

学校においては、東京の次代を担う子供たちが、社会の一員として責任ある市民生活を送る上で必要となる法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付ける教育が求められています。

そのため、東京都教育委員会では、新しい学習指導要領における「法」に関する教育にかかわる指導内容を明らかにするとともに、各教科等の指導計画例を示した「『法』に関する教育カリキュラム」を平成23年3月に作成し、都内公立小・中学校に配布しました。

このリーフレットでは、「法」に関する教育を一層推進していくために、「『法』に関する教育カリキュラム」を活用した授業実践事例を紹介します。



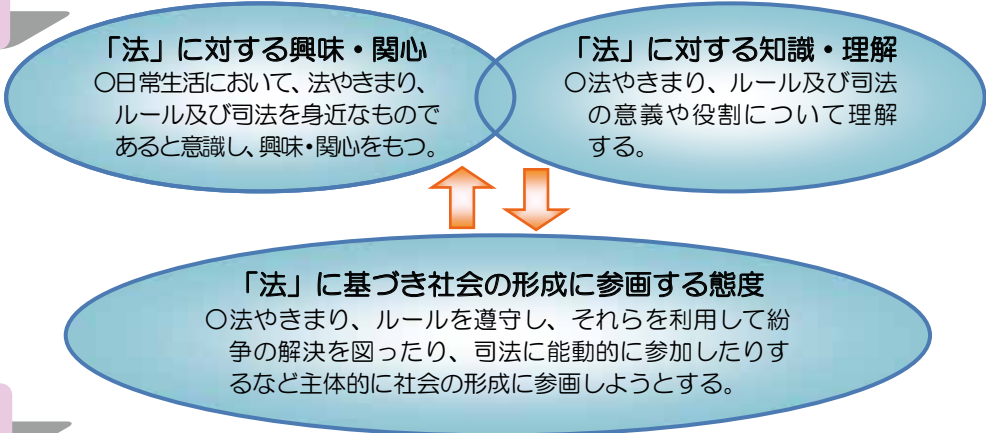
- 第1章 総説**
  - ◆ 「法」に関する教育が求められる背景
  - ◆ 「法」に関する教育の基本的な考え方
  - ◆ 指導計画の作成・実施・評価・改善
- 第2章 指導内容**
  - ◆ 学習指導要領に示されている「法」に関する教育にかかわる主な指導内容
  - ◆ 「『法』に関する教育における学習の視点」から見た主な指導内容の系統
- 第3章 指導計画例**
  - ◆ 小学校、中学校、高等学校の各教科等の指導計画例、29事例

## 「法」に関する教育の基本的な考え方

### 育てたい資質・能力



### 学習の視点



- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ  | 2 私法の基本的な考え方を学ぶ       |
| 3 憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ | 4 司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ |

# 単元名「物や金銭の使い方と買物」

小学校  
第5学年  
家庭科

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

品質表示等の役割を理解し、買物の仕方に重点をおいた授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
  - ・ 私たちの消費生活における法で定められた品質表示等について興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
  - ・ 私たちの消費生活における法で定められた品質表示等の役割を理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
  - ・ 法で定められた品質表示等を生かして、安全や環境に配慮した買物の仕方について考えようとする。

単元の構成  
<5時間扱い>

1 「生活を支えるお金の大切さを考えて、買物の仕方を見直す。」  
<1時間扱い>

2 「目的に合った計画的な買物ができるように、品物の購入の仕方を考え、購入計画を立てる。」  
<3時間扱い>

3 「自分の買物について振り返り、学習のまとめをする。」  
<1時間扱い>

本時のねらい： 目的に合った品物の選び方や買い方に関心をもち、購入しようとする物の中には、法に基づいて品質などが保証されている物があることを理解するとともに、それらの情報を活用して適切に買物をしようとする。

## 導入

品物を買うときに気を付けることについて話し合う。

買う目的や使い道

服のサイズや品質

商品に関する情報

値段や支払い方法

## 展開

商品に付いている表示やマークの意味について考える。

誰が作ったかわかるようにして、品質に責任をもつため。

アレルギーのある人が困らないよう、材料がすぐわかるようにするため。

いつまで安心して食べられるのか、わかるようにするため。

冷蔵庫に入れておく必要があるなど、保存方法がわかるようにするため。

品質表示はなぜ付けなければならないのか。

- ・ 買う人やお店からの要望があるから。
- ・ 表示があると安心感があり、よく売れるから。
- ・ 「自分が作ったものは安心ですよ」と生産者の組合が、消費者に安心して買ってもらえるように考えたから。

本時を振り返り、感想を書く。

これまで箱の品質表示をあまり見ていなかったけれど、今日の勉強で表示の内容や意味がわかったので、これからは見て買おうと思います。

商品の袋は普段はあまり見ないのですが、今日の授業でじっくり見ることができ、材料が書いてある理由などを知ることができました。生鮮食品に付いていない理由について、友達の説明に納得しました。

今日の勉強をしてみても、品質表示をよく見た方がいいなと思いました。



消費生活における法で定められた品質表示等の理解

品質表示の義務が法で定められている理由について、自分の考えをまとめる。

## まとめ

# 単元名 「『法』を守る心」

4-(1)  
公德心、規則の尊重、  
権利・義務

小学校  
第5学年  
道徳

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

自他の権利を大切にし、進んで義務を果たそうとする態度の育成に重点をおいた授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
  - 身近な生活の中にある法やきまりに着目し、興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
  - 法やきまりの意義や自分に課せられた義務をしっかりと果たすことの大切さについて理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
  - 社会の法やきまりを意識し、公德心をもってそれを主体的に守り、自分に課せられた義務を果たそうとする。

資料名：危険です ガラスが入っています  
(平成6年 文部省「小学校 読み物資料とその利用～主として集団や社会とのかかわりに関すること～」)

本時のねらい： 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たそうとする態度を育てる。

## 導入

身近な生活の中にあるきまりを想起する。

## 展開

法やきまりの意義や義務を果たすことの大切さの理解

法やきまりを守ることについて考え、自分を振り返る。

お母さんに「他の人がどうであろうと、ルールは守らなくてはね。」と注意されたかおりは、どんな気持ちだったか。

そんなことするのは、めんどうだなあ。

他の人だって守っていないのに、何で私だけ。

学校で割れた牛乳瓶を、何も考えないで捨ててしまった自分を思い出したかおりは、どんなことを考えていたか。

けがをした人はいなかったかな。

袋に「危険」と書いておけばよかった。

父の「ごみは、出す人の心の鏡みたいなもの」という言葉を聞きながら、かおりは、どんなことを考えていたか。

これからはしっかり分別をしようと思っただけ。

ごみを集めてくれる人に、心づかいが必要だ。

法やきまりを守ることについて自分自身を振り返る。法律や規則、ルールを守ることが大切だと思ったことはあるか。

学校ではボールを蹴ってはいけないというルールだけど、まちがって蹴ってしまって、友だちに当たってしまいひやっとした。

交通事故を実際に見たときに、交通ルールは、交通事故を防ぎ、自分や他の人を守るためにあると思った。



## まとめ

わたしたちには、様々な権利や義務があります。権利を正しく行使するだけでなく、しっかりと義務を果たすことについても十分に考え、生活をしていきましょう。

# 単元名「法に基づく公正な裁判の保障」

中学校  
第3学年  
社会科

※平成23年度、選択授業として実施した事例

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

国民が司法に参加する意義を考えることに重点をおいた授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
  - ・ 裁判員制度の意義等について興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
  - ・ 裁判員制度の仕組みや、法に基づいて公正に裁判が行われていることを理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
  - ・ 裁判員制度の意義等を考察し、司法に主体的にかかわろうとする。

単元の構成  
(3時間扱い)

1 刑事裁判のロールプレイングを通して、刑事裁判の仕組み等について理解する。  
(1時間扱い)

2 評議を行う。  
(1時間扱い)

3 裁判員制度の意義等について話し合う。  
(1時間扱い)

本時のねらい： 裁判員制度を取り上げて刑事裁判について理解を深めるとともに、裁判員制度の意義等について興味・関心を高める。

導入

前時のロールプレイングを振り返り、模擬裁判における自分の考えをそれぞれ確認する。

展開

生徒全員で評議を行い、出された有罪または無罪の証拠について、その妥当性を話し合う。

有罪（12名）

- ・ 盗まれたお金と被疑者が持っていたお金の、種類と金額が同じ。
- ・ アリバイがあいまい。 ・ 犯人の服装と一致。

無罪（3名）

- ・ 疑わしいだけで犯人と断定できる証拠がない。

司法に主体的にかかわるための知識や考え方の獲得

刑事裁判の原則を調べる。

証拠に基づいて、自分の考えをまとめる。

- ①「無罪推定の原則。」
  - ・ 検察官は無罪推定を覆すだけの有罪証拠を提出できなければ有罪判決を獲得できない。
- ②「合理的な疑いが残らない程度の証明。」
  - ・ 疑わしいだけでは有罪とはされない。
- ③「裁判所は第三者として判断する。」
  - ・ 裁判所は自ら進んで調査するのではなく、検察官と被告人（弁護士）の主張や証拠から判断する。

まとめ

再度、自分の考えをまとめる。

刑事裁判の原則に従って根拠を明確に、自分の考えをまとめる。

有罪（6名）

- ・ 服装、お金の種類と金額、ステプラーの穴などすべて偶然だとしても偶然が多すぎる。
- ・ ステプラーの穴の位置が一致。

無罪（9名）

- ・ 100%有罪と言い切れる証拠がない。 ・ 決定的な証拠がない。
- ・ 証拠はありふれたものばかりで決定的なものがない。

# 単元名「私たちの消費生活」

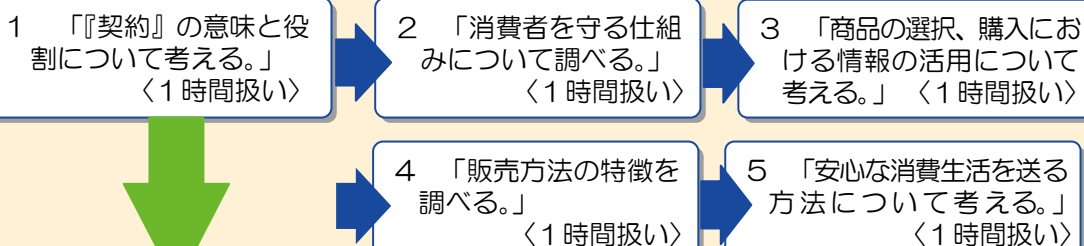
中学校  
第2学年  
技術・家庭科  
〔家庭分野〕

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

契約の成立の意味や消費者としての権利と責任の理解に重点をおいた授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
  - 消費者としてよりよい消費行動をとるために、消費にかかわる「契約」や法に興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
  - 消費行動における「契約」の意味や消費者を守るための法の意義や役割について理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
  - 消費行動には、消費者として選ぶ「権利」が存在するとともに、「責任」が伴うことを理解し、適切な消費生活を送ろうとする。

単元の構成  
(5時間扱い)



本時のねらい： 消費行動における「契約」の成立の意味や消費者としての権利と責任について理解する。

## 導入

買い物をするとき売り手（事業者）と買い手（消費者）の間でどのようなことが行われているか考える。

## 展開

消費者の権利と責任についての考え方の獲得

代金を払い、「レシート」をもらう。 ポイントカードにより、ポイントをもらう。 商品を包装する。

「レシート」に表記されている内容を調べ、「レシート」を発行する理由について話し合う。

日付、時刻、店名、担当者名、広告、QRコード、商品名、個数、代金、おつり、ポイント

買ったことの証拠のため、念のため。 おつりなどが正しいかなどを確認するため。

「レシート」をもらうか、もらわないかについて話し合う。

- もらう
  - 返品するとき必要だからもらう。
  - たくさん買ったときに確認するためもらう。
- もらわない
  - 財布の中で邪魔になるからもらわない。
  - 急いでいると面倒なのでもらわない。



## まとめ

「契約」の意味について調べ、発表する。

契約は法律によって守られているが、買い手（消費者）にも責任があることを理解する。

「契約」とは簡単にするものではなく、責任や義務をしっかりと果たさなければならないものである。

販売者と消費者のつながりで、決められたことや頼まれたことはきちんと責任をもって、ルールを守ることが必要だと思った。

「契約」とは法律で決められた約束のようなものだということが分かった。

# 単元名「国民の司法参加と裁判員制度」

高等学校  
第3学年  
公民科  
〔政治・経済〕

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

国民の司法参加の意義を考えることに重点をおいた授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
  - 国民の司法参加と裁判員制度との関連に気づき、司法を身近に感じ、関心を高める。
- <「法」に対する知識・理解>
  - 刑事手続の基本的な流れと、「疑わしきは被告人の利益に」をはじめとする刑事裁判の基本的な原則を踏まえ、国民の司法参加の意義について理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
  - 司法の民主化の意義と課題について考察し、公正な司法を支えるために国民として主体的に参加していこうとする。

単元の構成  
(3時間扱い)

刑事裁判と裁判員制度に関する基本的な知識と関連付けて理解させる。

有罪・無罪及び量刑の判断が被告人の人生に大きな影響を及ぼすことを捉えさせる。

## 1 刑事手続の流れ、刑事裁判の基本原則及び裁判員制度の基本的な仕組みについて理解する。

- ◇ 裁判を受ける権利、法定手続の保障、捜査から逮捕、起訴、公判、判決に至る刑事手続における犯罪被害者の保護などについて教科書を基にワークシートに整理する。
- ◇ 裁判員制度について知っていることを発表する。
- ◇ 裁判員の選出方法、裁判員裁判に該当する事件、裁判官との人数比、審理の進め方と判決の出し方、守秘義務の在り方などについて、裁判所発行の裁判員制度のリーフレットを基にワークシートに整理する。
- ◇ 裁判員制度に関する自らの賛否についてワークシートに記入する。契約の基本原則について、理解する。

## 2 模擬裁判員裁判を通して、裁判員制度の意義や課題について考察する。

- ◇ 裁判員裁判に関する視聴覚教材を題材として、自分が裁判員になったつもりで、被告人の有罪・無罪とその判断の根拠をワークシートに記入する。
- ◇ 上記の経験を基に裁判員として興味をもった点、難しかった点などについて各自のワークシートに記入する。

裁判員裁判に参加する際の国民としての意識を考えさせる。

## 3 国民の司法参加をめぐる課題を踏まえて、裁判員制度と

国民の司法参加の在り方について考察を深める。

- ◇ 裁判員制度に対する私たち自身や国民全体の捉え方を手がかりに、国民の司法参加に対する意識について考える。
- ◇ 「私たちが裁判員として心がけるべきこと」について考えたことをワークシートにまとめる。
- ◇ これまでの学習を通して、現行の裁判員制度はどうあるべきか、見直すとしたら何をどう見直すかについて、各自の提案をワークシートにまとめる。

自分や友達及び国民全体の受け止め方などを通して、裁判員制度の課題について意見をまとめさせる。

望ましい国民の司法参加の在り方について、具体的に提案させる。

本時のねらい： 国民の司法参加をめぐる課題を踏まえて、裁判員制度と国民の司法参加の在り方について考察を深める。

## 導入

第1時及び第2時に使用したワークシートの記述をもとに、裁判員制度に対する様々な意見を共有する。

### 【第1時】

- ・ 報道等で、刑が軽すぎると思うことがある。参加したい。
- ・ 人を裁くことに抵抗を感じるので参加したくない。

### 【第2時】

- ・ 国民が裁判に接する貴重な機会と肯定的に捉えている。
- ・ できれば選ばれたくない、人を裁けないと考えている国民も少なくない。

## 展開

国民の司法参加の充実に向けたアイデアをワークシートに書く。

法律がわからない人はたくさんいると思うので、少しでもわかるように小冊子を配ったらいい。

被告人に顔を見られてしまうと、裁判終了後が心配なので、顔を見えないようにすればいい。

私たちが将来、司法（裁判）に参加する際には、どのような視点や心構えが必要かについて考える。

被告人と検察官、両方の視点で見ることが必要。両方の視点から考えて、しっかりと判断する。

皆が法律を少しでも知っておくべきだと思う。

現在の「裁判員制度」は必要であるか、それとも見直すべきか。理由と合わせて考える。

### 裁判員制度は必要である

- 価値観や考え方は人によって様々である。だから多くの人の意見を取り入れられる現在の「裁判員制度」は必要だと思う。
- 国民主権の考え方から、裁判にも積極的に参加すべきだと思う。

### 裁判員制度は見直すべきだ

- 裁判員になった場合、仕事や家事などに支障があると思うから。
- やはり、冷静に判断できるか不安が残る。法律のことは、むずかしいので、専門家に任せていい。

## まとめ

裁判員制度の改善には、様々な議論や提案があることなどについて教師の話聞き、本単元で学んだ感想をまとめる。

自分がいつ選ばれるかはわからない。その上で、生活をしていけば、法律への関心は高まり、法律を学んでいこうと思える気がする。様々な視点から物事を考え、法律の知識の基本は備えている、そんな人に自分になっていこうと思う。

様々な意見を取り入れるためにも国民から何人が選出する裁判員制度はとても大事だと感じた。勿論、容易にできるものではなく、責任もすごく重大だが、裁判員制度を行うことによって、これからの法律の整備も一層よい方向に向かっていけばいいと感じた。

# 「法」に関する教育カリキュラムの活用の手順

各教科等における単元・題材等の指導計画を作成する際に、「法」に関する教育カリキュラムを次のような手順で活用することが望めます。

\*は、「法」に関する教育カリキュラムの該当ページを示す

- 1 学習指導要領における「法」に関する教育にかかわる主な指導内容を把握する**
  - 学習指導要領において、「法やきまり、ルール及び司法」について、どのような指導内容が位置しているのか概観します。
  - どの教科等のどの指導内容について、単元・題材等の指導計画を作成するのか明らかにします。

\* <P14~15> → 「各教科等における主な指導内容の一覧」を活用



- 2 学習指導要領の解説に示された指導のポイントを把握する**
  - 各教科等の単元・題材等の指導計画を作成するに当たっては、学習指導要領に示された「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる主な指導内容について、学習指導要領の解説においては、どのようなことを指導のポイントとして示しているのか把握します。

\* <P16~35> → 「各教科等における主な指導内容と指導のポイント」を活用



- 3 指導内容にかかわる「学習の視点」を明らかにする**
  - 学習指導要領に示された「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる主な指導内容について、「法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ」「私法の基本的な考え方を学ぶ」「憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ」「司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ」といった「学習の視点」のうち、どの視点から単元・題材等の指導計画を作成するのか明らかにします。
  - その際、各学校・学年段階において、どのような指導内容の系統になっているのかについても把握します。

\* <P36~39> → 「『法』に関する教育における『学習の視点』から見た主な指導内容の系統」を活用



- 4 児童・生徒に育てたい資質・能力を明らかにする**
  - 学習指導要領及びその解説の内容に基づくとともに、上記の③の「学習の視点」を踏まえながら、指導計画を作成する単元・題材等において児童・生徒に育てたい資質・能力を、「法」に対する興味・関心、「法」に対する知識・理解、「法」に基づき社会の形成に参画する態度の3つの観点から明らかにします。

\* <P8> → 「『法』に関する教育において育てたい児童・生徒像」を活用



- 5 各教科等における単元や題材等の指導計画を作成する**
  - 上記の①~④の手順を踏まえて、各教科等の単元・題材等の指導計画を作成します。

\* <P42~99> → 各教科等の「指導計画例」を活用